

報告第7号

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年4月1日から施行されることに伴い、大阪市介護保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月29日市長職務代理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月23日

大阪市長 松 井 一 郎

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「47,562円」を「40,428円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「40,428円」とあるのは「54,697円」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「40,428円」とあるのは「68,965円」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「、同条第6項に定める額」を「同条第6項に定める額、同条第1項

第2号に該当する者にあつては同条第7項において読み替えて準用する同条第6項に定める額、同条第1項第3号に該当する者にあつては同条第8項において読み替えて準用する同条第6項に定める額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市介護保険条例の規定は、平成31年度分以後の保険料について適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市介護保険条例（抄）

(保険料率)

第8条 省 略

2-5 省 略

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30
平成31

年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、
年度及び

47,562円とする。
40,428円

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課
に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この
場合において、前項中「40,428円」とあるのは「54,697円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦
課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。こ
の場合において、第6項中「40,428円」とあるのは「68,965円」と読み替えるものと
する。

(賦課期日後に第1号被保険者資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定)

第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料の額
は、当該資格を取得した日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合にお
ける前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（同項
第1号に該当する者にあつては、同条第6項に定める額、同条第1項第2号に該当す
る者にあつては同条第7項において読み替えて準用する同条第6項に定める額、同条
第1項第3号に該当する者にあつては同条第8項において読み替えて準用する同条

第6項に定める額。以下「第1号被保険者の区分に応じ定める額」という。)を、当該取得した日の属する月から月割により算定した額とする。

2-4 省 略

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略